

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| タイトル | 中国東北地域における農民專業合作社の胎動(開設50周年記念号) |
| 著者   | 孔, 麗                            |
| 引用   | 開発論集, 81: 139-160               |
| 発行日  | 2008-03-00                      |

# 中国東北地域における農民專業合作社の胎動

孔 麗\*

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 農民專業合作經濟組織の發展過程と諸形態
- 3 遼寧省と黒龍江省における農民專業合作經濟組織の現状
- 4 「農民專業合作社法」の制定と遼寧省・黒龍江省における設立の動向
- 5 設立済又は設立準備中の合作社の事例調査
- 6 むすびにかえて —— 農民專業合作社の広範な展開に向けて

## 1 はじめに

2006年10月31日に新中国成立以来、初めての農民專業合作經濟組織の法律である「農民專業合作社法」が全人代常務委員会で採択され、07年7月1日に施行された。これについてはすでに訳出<sup>(1)</sup>を試みた。

本法施行直後の8月1日から12日の間、筆者は、北倉公彦経済学部教授を研究代表とする現地調査に参加する機会を得た。現地調査では、中国の主要な糧食<sup>(2)</sup>と畜産の生産地帯である東北地域の遼寧省と黒龍江省において、農民專業合作社を担当する省級農政部行政官からの聞き取りと意見交換、また、法律に則って農民專業合作社の設立認可を受けた又は設立申請準備中の合作社からの聞き取り調査を行った。

その具体的な調査対象地域は、遼寧省の瀋陽市、法庫県及び錦州市、黒龍江省のハルビン市、双城市及び安達市である(図1)。

本稿は、中国における農民專業合作經濟組織の誕生から「農民專業合作社法」の制定に至る背景や経過を整理した上で、農民專業合



図1 現地調査カ所位置図

\* (こんりー) 開発研究所嘱託研究員, 北海学園企画課

作社がまさに動き出そうとしている状況について、省政府の関連資料及び現地での調査結果をもとに整理分析したものである。

なお、「農民專業合作社」という名称は法律が制定される以前からも存在しており、混乱を避けるため、本稿では、法律施行前のものを「專業合作社」、施行後のものを「農民專業合作社」と記述する。

## 2 農民專業合作經濟組織の發展過程と諸形態

### (1) 農民專業合作經濟組織の誕生と發展の要因

1980年3月に、初めての農民專業合作經濟組織である「臨海市茶葉協會」が浙江省で設立された。これを契機に浙江省農業庁は、84年に蒼南県で農民專業經濟組織の試験を行い、「宜山鉄農民服務社」が設立された。この農民專業合作經濟組織の誕生とその後の展開について全人代の農業・農村委員会課題グループは、「改革開放後、中国では初めての農村專業技術協會が出現した。それ以降……様々な形式の新型農民合作經濟組織が相次いで生まれ、發展してきた」<sup>(3)</sup>と報告している。

この農民專業合作經濟組織は、改革開放後、国家との食糧売渡義務を果たすという条件の下で経営自主権を獲得した家庭請負制<sup>(4)</sup>の経営を行う一部の農業專業戸が、社会主義市場經濟体制の確立に伴う市場メカニズムの下で連携してつくりあげたものである<sup>(5)</sup>。

農民專業合作經濟組織が生まれてきた要因について繆建平<sup>(6)</sup>は、「農村經濟の改革と發展過程における一つの創造であり、家庭請負責任制の上に、農業生産の專業化、商品化、社会化と市場化に対応し、深化させながら發展してきたものである。それは農民を組織して市場に参入し、市場經濟發展と農民の内在的要請に適合させる上での必然である」とし、市場經濟の發展と家庭經營制度の矛盾が農民專業合作經濟組織の出現の基本的原因であると述べている。

また、傅晨<sup>(7)</sup>は、改革開放以降、人民公社の制度的基礎が失われ、農村の社会生産力が解放されて農産物の剰余が増えるに従って、農業と農村産業の分業が次第に複雑化したと述べ、その上で、土地、労働力、資本の効率的利用により、市場競争の中で生き残り、發展する機会を獲得するという革新的要因によって、新しい型の合作經濟組織が誕生したのであると説明している。

さらに、徐旭初<sup>(8)</sup>は、中国の農産物供給が買手市場の様相を呈するようになると、市場情報に暗い農民は市場を無視した農業生産を行うことになりやすく、「売難（＝売り難い）」という問題が出てきたが、その一方で、農産品流通過程における搾取が普遍的に存在し、家庭請負制の下で規模の經濟性を実現し、取引費用やリスクの低減などを図るために、各種の合作經濟組織が必要となってきたと述べている。

このような農民專業合作經濟組織が急速に發展してきた要因を整理すれば、①. 農村において家庭請負責任制が確立されると同時に、社会主義市場經濟が進展したこと、②. 農家の分散

による市場参加の困難性と低生産性, ③. 農村における組織制度の不十分さによる農民の民主的権利と利益保護の実現の困難性, ④. 農民專業合作經濟組織に対する政府の積極的な支援があげられる。

## (2) 農民合作經濟組織の發展過程

中国における農民專業合作經濟組織の發展過程は、3つの段階に分けられる。第1段階は、80年代初めから90年代初めまでであり、農民專業合作經濟組織の萌芽段階である。この時期における合作經濟組織は多くが「專業技術協会」、「研究会」などと称し、活動内容は技術サービスの提供と技術交流を主とするものであった。

これらの合作組織について中共中央と国務院は、1983年、85年、86年の「1号文件」においてその設立を奨励する方針を打ち出し、91年には專業協会や專業合作社を正式に農業の社会サービス方式の一つと認めている(表1)。94年には農業部が「農民專業協會模範定款」を通過しているが、この定款では專業協会だけでなく專業合作社などを含んでおり、「新型合作經濟組

表1 改革開放後における農民專業合作經濟組織に対する国家政策

| 段 階                     | 年月日             | 通達機関           | 通達等の名称                                      | 内 容   |
|-------------------------|-----------------|----------------|---|---|
| 第1段階<br>(1982年<br>~94年) | 1983年<br>1月2日   | 中共中央(1号文件)     | 「当面の農村經濟政策に関する若干の問題」                        | ・商品生産の需要に適應し、多種多様な合作經濟を發展させる<br>・農村における技術サービス組織の構築  |
|                         | 1985年<br>1月1日   | 中共中央・国務院(1号文件) | 「さらなる農村經濟の活性化に関する10の政策」                     | ・自主互利の原則と商品經濟の要求に基づき、積極的に合作制を發展させ、健全化する   |
|                         | 1986年<br>1月1日   | 中共中央・国務院(1号文件) | 「1986年の農村工作の配置」                             | ・農民が購買販売組織と連携して、郷村合作組織による農工商公司又は多様な經營サービス公司、同業種の專業合作社又は協会の設立を支援する<br>・農村商品生産の發展に伴い、生産サービスを社会化する |
|                         | 1987年<br>1月22日  | 中共中央・国務院       | 「農村改革の一層の深化」                                | ・多種方式の經濟連合の發展   |
|                         | 1990年<br>12月11日 | 国務院            | 「1991年の農業と農村工作に関する通知」                       | ・農業專業技術協会、專業合作社を社会化サービスの方式の一つとする<br>・各級政府はサービス組織を積極的に支援し、合法的權益を保護するとともに、管理を強化する                 |
|                         | 1993年<br>11月5日  | 中共中央・国務院       | 「当面の農業と農村經濟發展に関する若干の政策措置」                   | ・社区集團經濟組織、国家經濟技術部門、各種專業協会等が結合したサービス網を形成する<br>・各級政府は專業協会等の指導と支援を強化し、サービス過程における技術經濟の実体を形成する       |
|                         | 1994年<br>4月12日  | 中共中央・国務院       | 「1994年の農業と農村工作に関する意見」                       | ・速やかに「農民專業協會定款」を制定し、農民專業協會を誘導して真に農民經營、農民管理、農民受益のような新型經濟組織になるようにする                               |
|                         | 1994年           | 農業部            | 「農民專業協會模範定款」                                |   |
|                         | 1994年<br>11月9日  | 農業部・中国科学技術協会   | 「農民專業協會に対する指導と支援工作の強化に関する通知」                | ・專業協会は構成員の収入増加を目的に、家庭經營の上に農民が自発的に組織したものであり、資金、技術、生産、販売等の面で協力し合う民營の技術經濟合作組織である                   |
| 第2段階<br>(1995年<br>~99年) | 1995年<br>2月27日  | 中共中央・国務院       | 「1995年の農業と農村工作の健全化に関する意見」・「供銷社の改革の深化に関する決定」 | ・供銷社系統が政府の管轄から離れた後、農民による合作社を創り、よりよく農民にサービスする  |

|                       |                 |                    |  |   |
|-----------------------|-----------------|--------------------|--|---|
|                       | 1997年           | 財政部                | 財商字〔1997〕156号  | 専業合作社による農産物販売の増値税の免除  |
|                       | 1998年<br>1月24日  | 中共中央・国務院           | 「1998年農業と農村工作に関する意見」                                   | ・多種多様な合作を發展させ、専業合作社、専業協会及びその他の合作組織に対し、農民の市場進出の促進と、サービス体系の健全化を図る   |
|                       | 1998年<br>10月14日 | 中共中央               | 「農業と農村の工作に関する若干の重大問題についての決定」                           | ・多種多様な株式合作制の採用を積極的に支援する。農民の労働と資本の連合を主とする集団組織をさらに發展させる   |
| 第3段階<br>(2000年<br>以降) | 2002年<br>7月     | 農業部                | 「飼料業の持続的で健全な發展促進に関する若干の意見」<br>「全面的に無公害食品行動計画を推進する実施意見」 | ・農村専業合作經濟組織を積極的に支援し、「公司+農家」、「協会+農家」など多種多様な農業産業化經營方式を通じて、需要に応じた農産物生産と構造調整を進め、生産の規模拡大、組織化水準と農産物の質量の安全水準を向上させる                             |
|                       | 2003年<br>1月     | 中共中央・国務院           | 「農業と農村工作をよりよく行うことに関する意見」                               | ・農民専業合作組織を積極的に發展させ、農業の社会化サービス体系を構築する  |
|                       | 2004年<br>2月8日   | 中共中央・国務院<br>(1号文件) | 「農民の収入増の促進に関する若干の政策の意見」                                | ・農民専業合作組織に関する立法化を推進する。情報、技術、訓練、品質標準と認証、マーケティング等サービス等に対して財政的支援措置を講ずる。関連金融機関は標準化生産基地の建設、倉庫や加工施設、運輸施設の整備を支援する。財政面では適切な利子補給を与え、農民の市場進出を促進する |
|                       | 2005年<br>1月30日  | 中共中央・国務院<br>(1号文件) | 「農村工作のさらなる強化による農業総合生産力向上に関する若干の政策の意見」                  | ・各種専業合作經濟組織についての立法化を加速するとともに、農民専業合作社の發展に有利な貸付、税制の優遇措置と登録制度の整備を図る  |
|                       | 2007年<br>1月29日  | 中共中央・国務院<br>(1号文件) | 「現代農業の積極的な發展による確実な社会主義新農村建設の推進に関する若干の意見」               | ・「農民専業合作社法」による専業合作組織の加速的發展を支援する。農民専業合作社の実施細則を制定する。具体的な登録方法、財務會計制度と支援措置を講じる。税制と金融に優遇政策を採用し、マーケティング、情報サービス、技術訓練、加工貯蔵と農業資材の購入に対する資金供給を増加する |
|                       | 2007年<br>12月23日 | 中央工作會議             | 「2008年の農業と農村工作」  | ・農民専業合作社を大いに支援し、各種市場主体を誘導して農業産業化經營に参与させ、農村市場体系を健全化すると同時に農村流通主体を育成する。  |

資料：韓俊主編『中国農民専業合作社調査』上海遠東出版社、2007年11月、pp 4～10をもとに、関連資料から補足して作成。

組織」と一般にいわれるようになった。

第2段階は、90年代半ばから後期までであり、農民専業合作經濟組織が急速に増加し、本格的に動き出した時期である。この時期には農産物が売れないという問題が大きくなってきたことから、農民の合作に対する要求が高まり、農産物の共同販売を主体とする合作經濟組織が設立されていった。力のある農民や「専業大戸」だけではなく、各種農村經濟組織や一部の企業もリーダーシップをとって設立し、活動範囲も次第に拡大していった。

政策的にも、97年には専業合作社の農産物販売に対する増値税免除など具体的な優遇政策を提示したほか、98年には多種多様な合作形態の一つとして、株式合作制の農民専業合作經濟組織をも奨励している。

第3段階は、2000年以降で、農民専業合作經濟組織が深化する段階である。農産物加工を自ら行う合作經濟組織が増加したことがこの時期の際立った特徴である。特にWTO加盟に当たって農産物の品質や安全性、農業生産の標準化などの面から農民専業合作經濟組織の役割が認識され、農民専業合作經濟組織の合法的權益を保護するため、立法化の要請が強まっていっ

た。

これを受けて、2004年、05年の1号文件では、立法化とその加速の方針を明示し、專業合作社法施行後の12月には、その支援の強化と農業産業化経営の積極的参加の期待を明確にしている。

### (3) 農民合作經濟組織の諸形態

農民合作經濟組織の形態は多様であるが、その形態を整理すると図2のようになる。すなわち農民合作經濟組織は、「農民專業合作經濟組織」、「社区合作經濟組織」及び「供銷合作社・信用合作社等」に区分される。農民專業合作經濟組織では、生産前、生産中、生産後の各段階における各種サービスが行われている。生産前は主に農業生産資材等の購買であり、生産中は主として生産技術サービスの提供、生産後は主に構成員の農産物等の販売であり、これらを複合的又は一体的に行っているところも多い。しかし、業務対象地域は村を基礎としており、比較的狭い範囲となっている。「社区合作經濟組織」とは、郷鎮や村などが地域の農民のために設立した經濟組織である。そして農民專業合作經濟組織は、「專業合作社」と「專業協會」に分類され、さらに專業合作社は、「制度的合作社」と「株式制合作社」に分けられる。「制度的合作社」とは、「農民專業合作社法」施行後の農民專業合作社だけでなく、それ以前に設立され、関係部門に登録されたものをも含んでいる。

なお、農業部は農民專業合作經濟組織を構成員の結びつきの度合いによって、①. 專業協會、②. 專業合作社、③. 株式制合作社という3つの基本類型に分けているが<sup>9)</sup>、農業部がいう「專業合作社」は、ここでいう「制度的合作社」に該当する。

專業協會は改革開放以来、最も早く出現した農民專業合作經濟組織であり、構成員との結びつきが比較的弱く、多くの專業協會は民政部に社会团体として登録されている。農民專業合作經濟組織の大部分を占め、名称は研究会など多様で、活動内容も様々である。構成員から年会費を徴収し、主として技術、情報、運輸、販売サービスを提供する。しかし、社会团体には經濟活動に制約があるため、專業協會は農産物等の販売を行わないものが多く、別に販売公司を

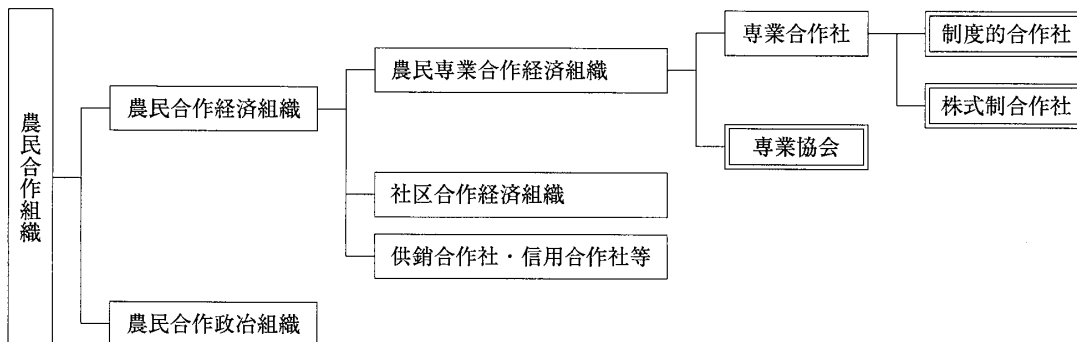


図2 農民合作組織の分類

資料：徐旭初『中国農民專業合作經濟組織的制度分析』，經濟科学出版社，2005年7月，p 48から作成。

設立し、構成員から農産品を購入し、統一的に外部に販売しているものもある。

專業合作社は、構成員との結びつきが緊密で、その多くは工商管理部門に登録した企業法人である。その特徴の第1は、多くが「農産物加工企業＋專業合作社＋農家」の農業産業化経営<sup>(10)</sup>方式をとり、生産、加工、販売の一体化を実現していることであり、農家群は加工原料の供給機能を果たしていることである。特徴の第2は、構成員は一定の出資金を納め、出資額に応じた持分を決め、年度末に持分に応じて利益配分を受け、合作社との取引量に応じて利益の還付を受ける仕組みをとっていることである。

株式制合作社は、株式制と合作制の両方の特徴を持ち合わせている。企業、農業関係組織、基層供銷社などがメイン株主となり、それに少額出資者を包含して株式合作制をとり、工商管理部門に登録した企業法人である。多くの株式合作社は、農産物の購入額を月ごとに決済し、年度末には出資に応じて利益を配分しているが、それに加えて取引量に応じて利益を還付しているものもある。

農民專業合作經濟組織は様々な側面から類型化することができる。例えば徐旭初<sup>(11)</sup>は、その職能から、①. 生産型、②. 購買型、③. 販売型、④. 加工型、⑤. 技術サービス型、⑥. 総合型に分けているが、技術サービス型が最も多い。また、合作經濟組織の設立者と政府との関係からは、①. 農民經營型、②. 政府經營型、③. 官民結合型に分けている。また、合作組織の設立者からは、①. 農民自発型、②. 龍頭企業型、③. 科学技術者型、④. 農村組織・幹部型、⑤. 農業大戸・仲買人型などに分類されるが、そのうち、④及び⑤により設立された合作組織が多い<sup>(12)</sup>。

農業部の関連資料によると、2005年末で農民專業合作經濟組織は全国で15万団体を超え、構成員数は2,363万戸に達し、農村総戸数の10%程度が組織されている。このうち、「專業協會型」の団体数は全体の4分の3を占めている。

また、分野別には、栽培業が48%、牧畜業が25%、内水面漁業が5%、農業機械サービスが4%、その他が18%となっている。栽培業でも商品性の高いものが多く、穀物類を中心とする糧食生産に関するものは極めて少ない。これは、国家が長期にわたってその購入販売を独占的に行ってきたため、合作組織を設立する誘因が小さいことのほかに、生産技術がすでに普及し、合作組織を設立する経済的要因も乏しいからである。

業務別には、生産と販売の一体的サービスを提供するものが37%と最も多く、技術情報サービスを主とするものが20%、運輸と販売を主とするものが11%、加工を主とするものが9%、倉庫・貯蔵を主とするものが2%、その他が21%となっている。

### 3 遼寧省と黒龍江省における農民專業合作經濟組織の現状

遼寧省の農民專業合作經濟組織の設立は1995年にはじまり、2007年12月末には全省で3,427団体が設立され、その農民構成員は51.8万戸となり、総農家戸数の8.3%をカバーして

表2 遼寧省における農民專業合作經濟組織の状況 (2007年12月末現在)

| 総数<br>(団体) | 農民構成員数 (万戸)        |                      | 主要業種  |             |            |      |
|------------|--------------------|----------------------|-------|-------------|------------|------|
|            | 農家総数に占める<br>割合 (%) | 1 団体当たり農<br>民構成員 (戸) |       | 団体数<br>(団体) | 構成比<br>(%) |      |
| 3,427      | 51.8               | 8.3                  | 151.2 | 栽培業         | 1,721      | 50.2 |
|            |                    |                      |       | 牧畜業         | 1,139      | 33.3 |
|            |                    |                      |       | 漁業          | 145        | 4.2  |
|            |                    |                      |       | 農業機械        | 85         | 2.5  |
|            |                    |                      |       | その他         | 337        | 9.8  |

資料：2008年1月22日に遼寧省農村經濟委員会から提供された資料に基づいて作成。

いる(表2)。1団体当たりの農民構成員は151戸である。主要業種は栽培業が50.2%と最も多く、牧畜業が33.3%で続いている。

黒龍江省における2007年末の農民專業合作經濟組織は4,227団体があり、構成員総数は71.4万戸で農家総数の15%を占めている<sup>(13)</sup>。農民專業合作經濟組織のうち、水稻、大豆、野菜、食用菌、生薬など栽培業に関係しているのは2,056団体で全体の48.6%を占めている。その中で水稻の組織では、栽培の計画、方法、品種の統一、生産資材の統一購買、統一された収穫、加工、包装、銘柄、販売などが行われている。牧畜業は1,590団体で全体の37.6%、加工・運輸業は461団体で全体の10.9%を占め、その他が120団体で、2.8%となっている。

農民專業合作經濟組織の形態は、專業協会を中心とするものが2,330団体で、全体の55%、專業合作社を主とするものが974団体で、全体の23%を占めている。株式合作社を主とするものは923団体で、全体の22%を占めており、そのうち農業機械作業を主要業務とするものが731団体で、株式合作社の78%を占めている。これは、中国の中では経営規模が大きく<sup>(14)</sup>、高額な農業機械を効率的に利用しようとする黒龍江省の特徴とみることができる。

#### 4 「農民專業合作社法」の制定と遼寧省・黒龍江省における設立の動向

##### (1) 「農民專業合作社法」の制定

前述のように、農民專業合作經濟組織は急速な発展を遂げてきたが、その一方で問題も抱えている。その第1は、利益配分の仕組みが不完全で、利益の還元が行われていない合作組織が多いこと、第2は、合作組織の理事会、監事会等が形式だけに止まり、運営内容も公開されず、民主的管理も不十分なことである。

第3は、專業合作組織の基本知識が不足している多くの構成員に対する指導と育成訓練の仕組みが不十分なこと、第4は、農民が自発的に設立した弱い団体であり、政策的支援なしにはその健全な発展が望めないことであり、第5は、構成員利益の最大化を追求する点で普通の社会団体や企業とも異なる合作經濟組織の法律的な位置づけがなく、權益が十分に保護されていないことである。



新中国では1949年以降、合作経済組織に関する法律が存在していなかった。それが農民專業合作經濟組織が増加するにしたがって、法律制度の不備によって経営活動が制約されるだけでなく、さらなる発展のボトルネックとなってきた<sup>(15)</sup>。

これまで中央政府は、農民專業合作經濟組織の法律整備をしようとせず、政策運用によって発展を図ろうとしてきた。その原因は、1950年代以降の急速な合作化運動とその後の人民公社が大きな損害をもたらしたことから、多くの農民には「合作化」に強い抵抗感があったからである。

しかし、上記のような問題が顕在化してきたため、2003年に農業部は浙江省を全国の唯一の農民專業合作經濟組織の試行省に指定した。その試行の結果が2004年11月に、中国初の專業合作經濟組織の地方法規である「浙江省農民專業合作社条例」として公布された。

中央政府はこの条例の適用状況をみながら、全国的な法律の制定を検討し、「農民專業合作經濟組織法」といという草案にまとめた。しかし、その審議過程で一部の国务院常務委員会委員と地方部門から、法律の対象は実際に経営活動を行うものに限定すべきであり、構成員への技術・情報などのサービス提供を主とし、経営活動を行わない專業協會等には適用すべきではないという意見が強く出された<sup>(16)</sup>。そこで、名称とその対象範囲を一致させるために法律の名称を「農民專業合作社法」に変え、2006年10月31日に全人代常務委員会で採択され、07年7月1日に施行されたのである。

本法は、第1章. 総則、第2章. 設立と登記、第3章. 構成員、第4章. 組織機構、第5章. 財務管理、第6章. 合併・分割・解散と清算、第7章. 支援政策、第8章. 法律責任、第9章. 附則の9章56条からなるが、その内容については、すでに訳出したものを参照されたい。

それを要約すれば、第1に、農民專業合作社は家庭請負責任制という経営方式を変更することなしに、分散している零細経営の体質強化を図ることに主眼を置いていることであり、第2は、対象となる經濟組織に專業協會を含めず專業合作社に限定したことである。

第3は、農民專業合作社の原則として、①. 構成員は農民を主体とし、構成員の80%以上が農民でなければならない、②. 構成員へのサービス提供を主とし、構成員全体の共同利益を追求する、③. 加入は任意、脱退も自由、④. 構成員は平等で、民主的管理を行う、⑤. 剰余金は主として構成員の農民專業合作社との取引量（額）に応じて還付することなどが明記されていることである。

第4は、農民專業合作社設立の手続き、工商部門への登記を明文化したこと、第5は、總會や總代会、理事会の位置づけを明確にした上で、1人1票の議決権のほかに、農民專業合作社との取引量（額）が多い者には議決権総数の20%の範囲内で「付加議決権」が与えられることである。

第6は、農民專業合作社とその構成員の合法的權益保護を強く打ち出すと同時に、農民專業合作社の義務を明示していること、第7は、「三農問題」解決のため、中央及び地方の政府が專業合作社を財政や金融、税制などの面で支援していく姿勢を明示したことなどである。

## (2) 遼寧省及び黒龍江省における設立の動向

遼寧省では、「農民專業合作社法」が施行された2007年7月1日、東北地域で初めての農民專業合作社が遼中県老観坨村で「遼中県老観坨蔬菜專業合作社」として設立され、「農民專業合作社登記管理条例」によって「企業法人營業許可証」が交付された。この東北の初めての農民專業合作社は7戸の農民によって構成され、主に野菜の販売と貯蔵、技術指導を業務内容としている。

また、遼寧省政府は2007年7月30日、2010年までの農民專業合作社に関する發展目標を發表した<sup>(17)</sup>。そこでは、次のような数値目標を掲げている。①. 農民專業合作經濟組織は4,500団体を目標とし、90%以上の郷鎮をカバーするようにする、②. 加入農家は全農家の30%以上となる210万戸とする、③. 專業合作社の平均純資産は10万元以上とする、④. 農業生産資材の購買は構成員使用量の30%以上とし、農産物の販売額は構成員販売の60%以上をめざす等である。さらに、⑤. 法律に基づく農民專業合作社を60%以上とし、⑥. 100カ所以上の産地認証を行い、標準化された生産基地を育成する、⑦. 30以上の省級農産物ブランドを育成する、⑧. 農産物の大規模生産經營面積は構成員の請負土地面積の20%以上をめざす等である。

その支援措置としては、①. 農業用地としての用途を変えないことを条件とする土地請負經營権の移転方式による必要な土地の確保、②. 農業用地を転用しなければならない場合の転用計画指標の弾力的運用及び都市と鎮の土地使用税の免除、③. 農民專業合作社の企業所得税の一次的減免、④. 農民專業合作社が販売した農産物に対する増値税の免除、⑤. 農業機械作業、かんがい排水、病虫害防除、農牧保険、家畜の種付け、疫病防除等による収入に対する營業税の免除、⑥. 農村の金融部門とその他の商業銀行による優先的な融資、⑦. 様々な方式による「農民專業合作社法」の啓蒙・普及などがあげられている。

2007年12月末現在、遼寧省においては、農民專業合作社が1,167社設立されており(表3)、上記の法律に基づく農民專業合作社を60%以上とする目標である2,700社の43%が達成されたことになる。農民構成員は11.3万戸で、農民專業合作經濟組織の団体数で34.1%、農民構成員数で21.8%を占め、1団体当たりの農民構成員は96.84戸である。業種別には、栽培業が

表3 遼寧省における農民專業合作社の状況(2007年12月末現在)

| 農民專業合作社總数(社) | 構成員總数 |            | 1社当たり農民構成員数(戸) | 主要業種        |         |             | 構成員出資(億元) |                  |      |       |
|--------------|-------|------------|----------------|-------------|---------|-------------|-----------|------------------|------|-------|
|              | (万戸)  | 農民構成員数(万戸) |                | 農民專業合作社数(社) | 構成員数(%) | 農民構成員出資(億元) | 割合(%)     | 農民構成員1戸当たり出資額(元) |      |       |
| 1,167        | 11.6  | 11.3       | 96.8           | 栽培業         | 664     | 56.9        | 3.2       | 2.7              | 84.4 | 2,389 |
|              |       |            |                | 牧畜業         | 370     | 31.7        |           |                  |      |       |
|              |       |            |                | 漁業          | 44      | 3.8         |           |                  |      |       |
|              |       |            |                | 農業機械        | 38      | 3.3         |           |                  |      |       |
|              |       |            |                | その他         | 51      | 4.3         |           |                  |      |       |

資料：2008年1月22日に遼寧省農村經濟委員会から提供された資料に基づいて作成。

表4 遼寧省における14市別農民專業合作社の状況(2007年12月末現在)

| 区 分   | 農民專業合作經濟組織 |            |               | 農民專業合作經濟組織の構成員(万戸) | 1団体当たり農民構成員(戸) |
|-------|------------|------------|---------------|--------------------|----------------|
|       | (団体)       | 農民專業合作社(社) | 農民專業合作社の割合(%) |                    |                |
| 遼 寧 省 | 3,427      | 1,167      | 34.1          | 51.8               | 151.2          |
| 瀋陽市   | 417        | 106        | 25.4          | 6.8                | 163.1          |
| 大連市   | 589        | 164        | 27.8          | 10.0               | 169.8          |
| 鞍山市   | 312        | 65         | 20.8          | 3.2                | 102.6          |
| 撫順市   | 240        | 61         | 25.4          | 1.5                | 62.5           |
| 本溪市   | 153        | 40         | 26.1          | 1.3                | 85.0           |
| 丹東市   | 264        | 97         | 36.7          | 3.6                | 136.4          |
| 錦州市   | 152        | 59         | 38.8          | 2.9                | 190.8          |
| 営口市   | 167        | 79         | 47.3          | 3.2                | 191.6          |
| 阜新市   | 135        | 35         | 25.9          | 1.6                | 118.5          |
| 遼陽市   | 154        | 98         | 63.6          | 1.8                | 116.9          |
| 鉄嶺市   | 217        | 143        | 65.9          | 4.1                | 188.9          |
| 朝陽市   | 272        | 70         | 25.7          | 5.5                | 202.2          |
| 盤錦市   | 108        | 24         | 22.2          | 1.7                | 157.4          |
| 葫芦島市  | 247        | 126        | 51.0          | 5.3                | 214.6          |

資料：2008年1月22日に遼寧省農村經濟委員会から提供された資料に基づいて作成。

56.9%と最も多く、牧畜業の31.7%が次いでいる。総出資額に占める農民構成員の出資割合は84.4%を占め、農民構成員1戸当たりの出資額は2,389元である。遼寧省を構成する14市別に農民專業合作經濟組織の状況をみると(表4)、大連市、瀋陽市といった大都市において多く設立されているが、農民專業合作社の割合は小さく、鉄嶺市、遼陽市、葫芦島市、営口市など米、野菜、果実栽培が盛んな中小都市地域の農村地帯において專業合作社の割合が大きくなっている。農民專業合作經濟組織の1団体当たり平均農民構成員数は62戸から215戸まで幅が広いが、概して、農民專業合作社の割合が大きい地域で構成員数も多くなっている。

黒龍江省では、省農業委員会の資料<sup>(18)</sup>によれば、農民專業合作經濟組織の全体を發展させる中で農民專業合作社化を図る方針がとられ、順次、專業協會型から專業合作社及び株式合作社へ、サービス型から經濟活動型へ、產品の連携から資本の連携へ誘導していくこととしている。

設立審査業務に当たっては、「兩個提高、兩個結合、兩個延伸」が指導方針とされた。「兩個提高」とは、農民專業合作經濟組織による農民のカバー率を高め、合作レベルを高めることであり、条件によっては県級、市級連合社を設立し、農民專業合作社が連携してさらに市場取引における交渉地位と市場への影響力を高めることも構想されている。

「兩個結合」とは、地域を主導する産業の發展と連携することである。すなわち、現地の資源を利用して「1村1品」、「1品1合作社」をめざし、現地の主導的産業と結びついた農民專業合作社を設立し、主導的産業のさらなる發展を促進するとともに、「龍頭企業+合作社+農家」という農業産業化經營モデルを構築することによって分散農家と龍頭企業との結合を図るというものである。

「兩個延伸」とは、縦横双方の延長である。縦方向の延長とは、川上産業と川下産業における合作分野の幅を広げることであり、横方向の延長とは、果物、野菜など小規模で農家のカバー率が低い小さい分野から、糧食など大規模で農家のカバー率が高い分野へも合作化を進めようというものである。

支援措置としては、①. 省予算に農民專業合作經濟組織のための特別項目を設定し、情報化、ブランド化、市場開発、人員の訓練等を支援する、②. 農業開発資金の中から毎年一定額を確保する、③. 農村信用社とその他の商業銀行に専門的な融資部門を開設し、一定の貸付額を確保するなどがあげられている。

黒龍江省農業委員会によれば<sup>(19)</sup>、現時点において農民專業合作經濟組織のうち 2,000 団体程度は農民專業合作社として登記する条件を有しているとのことであるが、2007 年 7 月に法律が施行されて以降、12 月末までに黒龍江省では 512 の農民專業合作社の設立申請があり、そのうち 82% に当たる 419 社が設立登記済みとなっている<sup>(20)</sup>。これは、登記する条件を有していると思われる 2,000 社の 21% に相当する。その分野は栽培業と牧畜業がそれぞれ 40% ずつとなっており、構成員のうちの農民の割合は法第 15 条で規定している 80% 以上という条件を大きく上回っている。

## 5 設立済又は設立準備中の合作社の事例調査

### (1) 法庫県食用菌專業合作社

本專業合作社は法律施行直後の 2007 年 7 月 2 日に設立登記されている。事務所は法庫県法庫河南社区にあり、「瀋陽市草食動物協会」、「瀋陽・法庫循環農業モデル区」、「法庫県新農村建設農民訓練基地」などが入居している建物におかれている。

この專業合作社は、27 人の農民で組織し、技術普及を目的とする「法庫県食用菌專業協会」が母体になっている。このうち数人が「農民專業合作社法」に関心を寄せ、市場対応力を強化し、市場に参入することを目的に設立機運が高まり、参加を希望する農民が 3 回の打合せを行って設立が決められた（表 5）。

構成員は「專業協会」参加者 27 人に新たな農民と企業が加わり、33 人の農民と加工企業である「緑風食品有限公司」1 社で構成している。農民の構成員の 80% が食用菌栽培者で、20% が肉牛生産者である。総出資金は 50 万元で、そのうち 40 万元は農民出資、10 万元は加工企業の出資である。農民の出資金は 1 口 100 元で、20 口以上（2,000 元以上）とされているが、1 人当たり平均では 12,000 元の出資となっている。

活動内容は、「專業協会」以来の技術サービス、トウモロコシの茎葉を原料とする菌床等の生産資材の購買を中心に行っている。食用菌は個人販売を主体としているが、希望がある場合は、農民から委託を受け、パック作業も一括して行って販売している。なお、加工企業 1 社が構成員となっているが、現段階では專業合作社としては加工を行っておらず、構成員の農民が生産

した食用菌を原料として購入するにとどまっている。

今後は、菌床の一括製造など、個人で対応する食用菌培養作業以外のサービスの拡大が計画されている。保有施設は、食用菌培養ビニールハウス、冷蔵庫のほか、法庫県人民政府から広報活動のため寄贈されたワゴン車1台である。

事務所の真新しいパネルには、年始めには年間計画を策定し、年1回の総会での討議を経て

表5 農民專業合作社の設立済又は設立準備中の合作社の概要

| 省                    | 遼  | 寧  | 省  |
|----------------------|--|--|--|
| 調査団体名                | 法庫県食用菌專業合作社  | 法庫群英カシミア山羊合作社  | 李凱大棚專業合作社  |
| 農民專業合作社としての登記状況      | ・2007年7月2日に設立登記。   | ・2007年8月末の設立登記をめざして準備中。  | ・2007年7月1日、設立申請済み(同年11月設立登記)。  |
| 既存組織がある場合の活動状況       | ・27人の農民で設立した「法庫県食用菌專業協會」がベースになっているが、これは技術普及を目的とするゆるい組織である。   | ・36人の農民で設立した「法庫県山羊養育協會」をベースに、2007年6月18日、128人の農民で「法庫群英カシミア山羊合作社」を設立。<br>・種羊基地1ヵ所、繁殖基地7ヵ所保有。<br>・構成員外の山羊を含めて全県の8郷鎮・26村に9,200頭飼養。<br>・戸当たり平均飼養頭数は34頭、最大は250頭。 | ・1984年4月に24人の農民で「北寧市(現北鎮市)大棚蔬菜協會」を設立したが、その後、「北鎮市大棚蔬菜技術協會」に名称変更。<br>・技術協會は、技術指導と生産資材の購買等を中心に行っている。<br>・技術協會の中心会員は480人であるが、支部会員は約5,000人。<br>・株式合作制の「綠寧蔬菜技術服務公司」、「綠寧公司」、「金秋農業開發公司」の3社を子会社として設立。<br>・モデル園區を設置。 |
| 設立又は設立申請をするに至った経過    | ・27人のうち数戸の農民が專業合作社法に関心を寄せ、合作化による市場対応力強化の機運が高まり、参加希望者が3回の打合せを行った。   | ・農民の專業合作社の設立は新農村建設の柱であると認識した。<br>・現在の山羊の平均飼養頭数は34頭であるが、50頭以上にすることが必要であり、法に基づく農民專業合作社の設立が有利と判断。   | ・專業化、集約化、標準化、市場対応力強化、モデル園區機能の移管のためには專業合作社化が妥当と判断した。<br>・專業合作社化について、協會内部の意識統一ができていたため、説明会等は行っていない。  |
| 構成員                  | ・農民33人(80%が食用菌栽培者、20%が肉牛生産者)と加工企業「綠風食品有限公司」1社。   | ・現在の128人の農民で構成するが、加入者には将来の飼養頭数を50頭以上とすることを条件としたい。  | ・構成員は農民29人(平均1.3haのハウスと2.0haの畑を耕作)。<br>・構成員を100人程度にしたいが、出資金を出せない者もあり、別の專業合作社設立も考えている。  |
| 出資金                  | ・総出資金は50万元、うち40万元は農民出資(1人当たり12,000元)、10万元は加工企業。<br>・出資金は1口100元で、20口以上。   | ・総出資金は150万元、構成員1人当たり平均11,700元を予定しており、すべて農民出資。  | ・総出資金は、217.5万元であるが、モデル園區が留保した利潤を充当したため、新たな現金出資はない。<br>・今後、出資金を出せない者には、土地使用権を出資させ、出資土地面積に応じた利益配分も考えられる。   |
| 設立後の主要業務内容(今後の計画を含む) | ・技術サービス。<br>・トウモロコシ茎葉で作る菌床等の生産資材の販売。<br>・個人販売を主体とするが、希望に応じて委託を受け、パック作業は一括して行って販売。<br>・個人対応すべき食用菌培養以外の作業工程のサービス拡大を計画。<br>・食用菌培養ハウス、冷蔵庫、法庫県人民政府寄贈のワゴン車を保有。 | ・3年以内に、法庫県全体で飼養頭数10万頭、戸当たり純収入3万元をめざす。<br>・山羊の飼育と毛刈は個人が行うが、販売は一括して行う。<br>・種山羊の貸出し。<br>・トウモロコシ栽培農家から優良飼料を購入し、飼養農家に供給。<br>・郷政府の獣医師等の指導を受けながら家畜疾病対策を行う。        | ・有機・綠色野菜の生産品目や生産量などのコントロール、統一販売、モデル園區が果たしてきた優良野菜種子の生産と供給。<br>・将来は「技術協會+公司+合作社(園區機能も果たす)+農家」の形にし、機能分担をしながら全体の効率性を高めたい。<br>・設立する專業合作社にも加工公司を設立したい。<br>・伝票整理等を一元化することも検討している。                                 |
| 既存組織の今後の扱い           | ・設立母体となった「法庫県食用菌專業協會」は解散する。  | ・設立母体となった「法庫県山羊養育協會」及び現合作社は解散する。   | ・「北鎮市大棚蔬菜技術協會」は存続させ、專業合作社と役割分担をしながら協力関係を保っていく。   |

| 省                    | 黒 龍 江 省  | 黒 龍 江 省   |
|----------------------|--|---|
| 調査団体名                | ハルビン龍飛緑合農産品産銷專業合作社   | 安達市創元牧業合作社  |
| 農民專業合作社としての登記状況      | ・2007年7月に設立申請済み。   | ・近いうちに設立申請予定。その上で「ハルビン龍飛緑合農産品産銷合作社」の構成員30団体の一つとなる予定。  |
| 既存組織がある場合の活動状況       | ・2006年9月に、黒竜江省内に分散して立地している30団体が連合し、專業合作社法に基づく「ハルビン龍飛緑合農産品産銷專業合作社」とする。<br>・農民が直接構成員にならない既存合作經濟組織の連合合作社の例外的設立を狙っている。                 | ・本合作社は1998年に9戸でスタートし、2003年に合作社として登記。<br>・合作社の管理は理事会の5名の理事と多額出資者の集团的決定に基づいて行われている。<br>・「黒竜江省安達市創元牧業合作社」とは別組織として、「安達市創元牧業協会」があり、159戸で構成し、6つの村をカバーしている。会員には、統一訓練（無料の飼養技術訓練）、統一防疫（無料免疫注射）、統一購買（卸売価格での提供）、統一販売を行っている。<br>・現合作社の乳牛総飼養頭数216頭、うち搾乳牛110頭、構成員の畑12haで飼料生産。 |
| 設立又は設立申請をするに至った経過    | ・全国の例外として設立しようとするのは、專業合作社法制定に黒竜江省の立場から影響力をもつ黒竜江省農村合作經濟經營管理總站の指導によるものである。   | ・專業合作社としなければ、「牧業公司」として工商局に登録せざるを得ないが、それでは低利融資、無償の財政資金借入れ、税金の減免など各種の特典が得られない。  |
| 構 成 員                | ・黒竜江省内の30団体（3団体は「協会」、27社は栽培業、肉牛飼養、乳牛飼養の合作社）。<br>・30団体に関係する農民は3,000～4,000戸に達する。   | ・現合作社の構成員は、2007年に26戸が新規加入し35戸となっている。  |
| 出 資 金                |  | ・35戸の出資金総額は89万元（1戸当たり25,000元）となり、構成員名義となった政府投入資金200万元を加えると289万元となる。<br>・1口10,000元であるが、資金がなくて加入できない農民には、土地又は労働出資も可能にしている。<br>・構成員35戸のうち、現金出資は23戸、土地出資は4戸、労働出資が8戸。  |
| 設立後の主要業務内容（今後の計画を含む） | ・委託販売。<br>・農業資材供給。<br>・研究・普及組織と連携した技術開発と普及。<br>・情報提供（ネット構築も考えている）。<br>・将来的には、構成する合作社を増やすことも考えている。<br>・高次加工の加工企業も專業合作社の子会社として設立したい。 | ・周辺農民をいかに多く参加させるかが今後の課題である。   |
| 既存組織の今後の扱い           | ・現存する30団体は連合合作社の一員として存続させる。  | ・現合作社をそのまま專業合作社に移行させるが、「安達市創元牧業協会」は存続させ、協力関係を保っていく。   |

資料：2007年8月1日～12日に行った現地調査結果から整理したものである。

実施すること、理事会は四半期毎に開催し、四半期毎と月毎の計画について審議すること、毎月1回の月例会では情報交換、日常業務の検討、毎年2回の理事会が構成員に意見を求める会合、毎年2回の監事会など、民主的管理に努めること、「求真務実（＝真実を求め、実務に励む）」のサービス精神と、「勤儉廉政（＝勤勉で節約、廉潔で公正）」の業務執行をモットーに、厳正な財務管理を行うことが書かれていた。

なお、農民專業合作社が設立された後は、設立母体となった「法庫県食用菌專業協会」は解散することになっている。

## (2) 法庫群英カシミヤ山羊合作社

本合作社は、法庫県大孤家子鎮后孤家子村にあり、2007年8月の農民專業合作社の設立登記

をめざして準備中である。36人の農民で「法庫県山羊養育協会」を組織してきたが、これを母体に2007年6月18日に、128人の農民で「法庫群英カシミヤ山羊合作社」を設立した。これをさらに「農民專業合作社法」に基づく合作社にしようとするものである。事務所は現在の協会事務所が予定されている。

「法庫群英カシミヤ山羊合作社」は、種山羊飼育基地1ヵ所、繁殖基地7ヵ所を保有し運営している。法庫県の8郷鎮・26村全体で9,200頭のカシミヤ山羊<sup>(21)</sup>を飼養しているが、最も多く飼養している者は250頭を飼養しているものの、戸当たり平均は34頭にすぎない。

現在の組織は、理事長のもとに6人の理事と秘書長が技術サービス、財務管理、優良品種普及、市場情報、生産販売、日常業務を分担して管理している。事務所のパネルには、「法庫県食用菌專業合作社」と同様、民主的管理、財務管理、モットーが掲げられている。

「農民專業合作社法」に基づく合作社化の理由は、法庫県全体で3年以内に飼養頭数10万頭、生産額1.2億元、純収入3,500万元、戸当たり純収入3万元をめざしているが、農民專業合作社の設立は新農村建設の柱であり、飼養頭数規模の拡大と生産性の向上、有利な販売のために得策と判断されたためである。

構成員は、現在の合作社の構成員128人の農民で構成することとしており、加入には飼養頭数を50頭以上にすることを条件としている。総出資金はすべて農民出資で150万元、1人当たり平均11,700元を予定している。

農民專業合作社としての活動内容については、カシミヤ山羊飼養の生産前、生産中、生産後における諸問題の効果的解決をめざし、山羊の飼養と毛刈は個人で行うが、原料毛の販売は一括して專業合作社が行う。それによって、品質の規格化が容易となり、生後1年で毛を販売できるようになるとのことである。また、種山羊の貸出し、トウモロコシ栽培農家から購入した優良飼料の供給、郷政府の獣医師、技術者の指導を受けながらの家畜疾病対策を予定している。

なお、農民專業合作社として設立された後は、その設立母体となった「法庫県山羊養育協会」及び現在の合作社は解散することになっている。

### (3) 李凱大棚專業合作社

農民專業合作社としての設立は、2007年7月1日に工商局に申請済みで、現在、手続き中である（同年11月に設立済み）。事務所は、錦州市のかつては北寧市といわれていた北鎮市の閻陽鎮中路1号にある。

この技術協会の母体は、1984年4月に24人の農民で設立された「北寧市大棚蔬菜協会」である。「蔬菜協会」設立の理由は、集団所有の生産隊から家庭経営請負制となったものの、技術水準が低く、農民収入を増加することができなかつたためであり、合作社化の時期としては非常に早いといえる。その後、市名の変更に合わせて「北鎮市大棚蔬菜技術協会」と名称変更されている。

現「技術協会」の中心会員は480人であるが、周辺7市5県に21の支部（分会）があり、支





園区」の機能を專業合作社に移管するためである。この「園区」の機能を農民專業合作社に移管するのは、「技術協会」は社会団体として位置づけられており、経済活動に制約があることから、利益を追求できる農民專業合作社に移行させることが有利と判断されたためと考えられる。なお、農民專業合作社化に当たっては、日本の農協システムも検討されたが、実態に合わないと考えられたとのことである。農民專業合作社化については、「技術協会」内部の意識統一ができていたため、会員への説明会等は行われていない。

設立しようとする農民專業合作社の名称は「李凱大棚專業合作社」であるが、その「李凱」は「北鎮市大棚蔬菜技術協会」の会長であり、設立する農民專業合作社の理事長の名前である。構成員は農民 29 人で、平均耕作面積は 3.4 ha、1.3ha のハウスと 2.0 ha の畑を耕作している。総出資金は 217.5 万元で、1 人当たり 7.5 万元であるが、出資金は 1998 年以來の「園区」により留保された利潤を充てたため、新たな現金出資はない。

農民專業合作社としての活動については、有機・綠色野菜の生産品目や生産量などをコントロールし、統一生産・販売を行うとともに、「園区」が果たしてきた野菜の優良種子の生産と販売が主たるものである。

将来構想については、構成員を 29 人から 100 人程度に増やしたいが、出資金を出せない者のために、別の農民專業合作社を設立することも考えられている。また、出資金を出せない者に対しては、土地使用権を出資させ、出資した土地面積に応じた利益配分をすることも検討されている。このほか、伝票整理等の一元化や農産物加工も検討されているが、加工企業は專業合作社の子会社として位置づけるとしている。

農民專業合作社化後の既存組織との関係では、「北鎮市大棚蔬菜技術協会」は存続させ、全体としては、「協会+公司+專業合作社（園区機能も果たす）+農家」という形にし（前掲図 3）、專業合作社と役割分担をしながら協力関係を保っていくことにしている。

#### (4) ハルピン龍飛綠合農産品産銷合作社

農民專業合作社化の特徴は、黒龍江省内に分散して立地している 30 団体を統合した連合作社を形成しようとしていることである。すでに 2006 年 9 月に連合作社として「ハルピン龍飛綠合農産品産銷專業合作社」を設立済みであり、これを「農民專業合作社法」に基づくものとするべく、2007 年 7 月に設立申請済みである。

30 団体うち 3 団体は「專業協会」、27 社は栽培業、肉牛飼養、乳牛飼養の合作社であり、聞き取り調査を行った「ハルピン龍飛綠合農産品産銷合作社」の総経理を兼ねる「ハルピン東方肥牛專業合作社」と次に記述する「安達市創元牧業合作社」もその一つである。30 団体に関する農民は 3,000~4,000 戸に達する。

農民が直接構成員にならない「連合作社」の設立を狙っているわけであるが、專業合作社の連合は「農民專業合作社法」には明瞭に規定されていない。あえてそれを設立しようとするのは、「農民專業合作社法」制定に黒龍江省の立場から影響力をもっていた黒龍江省農村合作経

済経営管理總站の指導によるものである。

農民專業合作社化後の業務は、販売情報の提供、委託販売、農業資材供給、研究・普及組織と連携した技術開発・普及サービスである。また、将来的には農民專業合作社の子会社としての高次加工企業の設立や、構成する合作社を増やすことも構想されている。

#### (5) 安達市創元牧業合作社

本合作社は近いうちに農民專業合作社の登記申請をする予定である。1998年に9戸でスタートし、2003年に農業委員会に「安達市創元牧業合作社」として登録されている。合作社を設立したメリットについては、①. 乳価はkg当たり夏季1.75元、冬季1.85元であるが、散在している乳牛飼養農家に比べてkg当たり0.2元高く販売できること、②. 乳業企業からの乳代支払いが散在している乳牛飼養農家では2～3ヵ月ごとであるが、集团的にまとめれば半月ごとに支払ってくれること、③. 飼料を安く調達することができることなどがあげられている。

2007年に26戸が新規加入して構成員が35戸となった。スタートした9戸の構成員の出資金に加えて、現在の35戸の農民出資金総額は89万円で、戸当たり平均25,000元となる。構成員の名義となった政府投入資金200万元を加えると出資金総額は289万元となる。

出資は1口10,000元であるが、出資可能額によって3万元から10万元と様々である。資金がなくて加入できない農民には、土地又は労働出資もできている。土地出資は、1口30ムーとし、1ムー当たり年333円で評価すると約10,000元となり、現金出資の1口10,000元に相当する。労働出資は、月750元とし、13ヵ月間の労賃を受け取らなければ9,750元(750元×13ヵ月)となり、現金出資の1口に相当する。現在の構成員35戸のうち、現金出資は23戸、土地出資は4戸、労働出資が8戸である。

合作社の管理は、5名の理事と多額出資者の集团的決定に基づいて行われており、周辺の農民をいかに多く参加させるかが今後の課題であるとしている。

現在の経営概況については、総飼養乳牛頭数は216頭、うち搾乳牛は110頭、労働力は10人、そのほかに獣医師と飼養部門に各1人を周年雇用している。畜舎は平屋1棟、2,000m<sup>2</sup>、パドックは10,000m<sup>2</sup>で、施設は合作社の所有となっている。これらの資金は、構成員からの出資のほか、黒龍江省政府からの融資と世界銀行プログラムによる無償資金によるものである。

搾乳牛1頭当たり乳量は、平均で5,000kgとのことであるが、販売乳量から推計すると4,200kg程度である。搾乳はパイプライン・ミルカー方式で、毎日2回、「哈哈集団」の「貝因美乳業」がプラスチック製の集乳缶でロバ車によって集乳している。

経営上の問題点としては、受胎率の低下、疾病の多発、低成分・細菌数などによる不合格乳の発生があげられているが、その要因としては、粗飼料の品質が悪いこと、畜舎や尿溜、搾乳器具の不衛生などが考えられる。また、飼養頭数規模の拡大を図るため、いかにしてその資金を確保するかが課題であるが、引き続き黒龍江省政府からの融資や世界銀行プログラムで確保したいとしている。

なお、「安達市創元牧業合作社」とは別組織として、「安達市創元牧業協会」があり、6ヵ村の159戸で構成されており、主な業務は、無料の飼養技術訓練や免疫注射、飼料等の卸売価格での提供などである。

「農民專業合作社法」に基づく專業合作社化の理由としては、①. 農村信用社からの融資の利子は年7.8%、商業銀行ではそれ以上であるが、低利融資や無償の財政資金の借入れができること、②. 税金の減免などの優遇政策を受けることができること、③. 農民專業合作社となることによって内部管理と利益配分の適正化が図られること、④. 乳業企業との直接交渉による乳価の引上げと取引コストの削減ができることがあげられている。

本合作社は単独で農民專業合作社としての登記を予定しているが、同時に、前記「ハルピン龍飛緑合農産品産銷合作社」の構成員30団体の一つとして「連合作社」の登記申請もしている。

なお、「安達市創元牧業合作社」は農民專業合作社に移行することになるが、「安達市創元牧業協会」は存続し、協力関係を保っていくこととしている。

#### (6) 調査事例における課題

現地で聞き取り調査した事例は、すでに「農民專業合作社法」に基づく農民專業合作社として登記されたものが1社、設立申請済みのものが2社（うち1社は11月に設立済み）、設立申請準備中が2社である。この5つの事例から、特徴をあげれば次のようである。

第1は、すべての事例には既存の農民專業合作經濟組織があり、それを母体にして農民專業合作社を設立しようとしていることである。これは、法律が施行されてからまだ日が浅く、法律の内容が周知されていないことや、準備が間に合わない等によるものと考えられるが、当面は、既存組織を母体にしたものが主体となっていくものと見込まれる。

第2は、5つの事例を2の(3)の類型化によって分類すると、職能からは購買、販売、技術サービスを中心に、一部で生産を行っている「総合型」であり、設立者及び設立者と政府との関係からすれば、すべてが「農民自発型」であり「農民経営型」である。

第3は、農民專業合作社設立後の既存組織のあり方である。すなわち、規模が小さな專業協会を母体として設立するものは、農民專業合作社設立後はその存続理由がなくなることから、解散することになる。それに対して、規模が大きな專業協会を母体とするものは、一部が農民專業合作社化しても專業協会の意義には大きな変化がないから、專業協会は存続し、それとの協力関係を保っていくことになるのである。

第4は、農産物加工体制である。すなわち、農産物加工をめざすものは、農民專業合作社設立時に加工企業を構成員として参加させたり、設立後に株式制の加工企業をその子会社として起業しようとしていることである。これは、農産物の販売だけでなく、加工によって高めた付加価値を内部に留保するためであるが、加工施設の建設には多額の資金が必要となり、その資金をいかにして調達するか、品質確保、低コスト生産をどう実現するかが課題となる。

次に、個別事例ごとに課題を整理してみたい。「法庫県食用菌專業合作社」に関しては、農民構成員 33 人の 20%が食用菌栽培の経験をもたない肉牛生産者であり、他の構成員の生産したものと同等の品質と規格を備えた栽培ができるような技術指導が必要である。

また、日本でも試みられているように、使用済みの菌床を飼料として利用するなど、專業合作社全体での資源の有効利用や循環型農業の確立を図るべきである。さらに、生産された食用菌は個別販売を基本とし、希望に応じて農民專業合作社による販売が計画されているが、市場対応力の強化をめざすならば、全構成員の專業合作社による生産物の一元的販売を行うことが必要である。

「法庫群英カシミヤ山羊合作社」に関しては、カシミヤという高付加価値品の生産拡大のため、法庫県全体で 9,200 頭から 10 万頭に飛躍的に増加させるとしているが、現有の種羊基地 1 ヶ所、繁殖基地 7 ヶ所の能力では不十分であり、この機能を誰がどう担うのかという課題を解決しなければならない。また、構成員に対しトウモロコシ栽培農家から購入して供給することが計画されているが、トウモロコシ栽培農家を組織化し良質飼料の確保を図る必要がある。

「李凱大棚專業合作社」に関しては、現在の「技術協会＋公司（3社）＋基地（園区）＋農家」という農業産業化経営方式をさらに深化させ、「技術協会＋公司（3社）＋專業合作社（園区機能も果たす）＋農家」という形にしようとするものである。しかし、当面、設立が予定されている 1 社だけでなく、零細な農家についても農民專業合作社化を進めていくことが重要である。その際、出資金を支払えない農家には、「農民專業合作社法」でも容認している土地使用権による出資の手法が有効である。

「ハルピン龍飛緑合農産品産銷專業合作社」に関しては、農民を直接の構成員とせず、專業協会 3 団体と合作社 27 社による連合合作社を設立しようとするものであるが、農民專業合作社法第 14 条の構成員の規定からは、連合合作社を組織することができるか否かは即断できない。その一方で、同法第 15 条では構成員の 80%以上が農民でなければならないと規定しているから、直接に農民を構成員としない合作經濟組織の連合合作社は容認されないと考えなければならない。

しかし、黒龍江省農業委員会の資料<sup>(23)</sup>では、「条件によっては県級、市級連合社を設立し、合作社が連携して、さらに市場取引における交渉地位と市場への影響力を高める」ことをめざすとしており、設立認可担当部門の判断に注目したい。

「安達市創元牧業合作社」に関しては、最大の課題は、現合作社の構成員 35 戸のうち、現金出資は 23 戸、土地出資は 4 戸、労働出資が 8 戸となっているものが、そのまま農民專業合作社として設立が認められるかである。すなわち、「農民專業合作社法」では現金出資のほかに土地使用権による出資は容認しているが、労働出資は認めていないからである。

もう一つの課題は、乳牛の飼養による搾乳という業務が「農民專業合作社法」に定める構成員に対する生産中のサービスに該当するかどうかである。すなわち、搾乳という収益部門の行為は経営そのものであり、サービスとは異質であるからである。これらについても、担当部門

の判断に注目しなければならない。

## 6 むすびにかえて——農民專業合作社の広範な展開に向けて

新中国成立以来、初めての農民合作經濟組織の法律として大きな期待がかけられている「農民專業合作社法」であるが、まず、現段階における同法に関する共同研究者グループでの評価の一部を記述しておきたい。

評価できる第1は、同法制定に当たっては、日本の「総合農協」をはじめとする<sup>(24)</sup> 欧米各国の制度が検討されたが、結果として小規模で同種の生産活動を行う農民主体の「専門農協」とした点である。その理由としては、①. かつての人民公社化が大きな問題を残したため、農民には「合作化」に抵抗感が強くあることに加えて、②. 零細な経営が広域に分散している中国農村では、一挙に大規模な經濟組織を設立することは難しいこと、③. 經濟組織であることを農民に認識させ、その設立を促すためには、小規模で同種の生産を行う農民で組織することが有効と考えられたこと、④. 生産コストを低減し、流通過程における不合理を解決するためには、零細な農民が同種の生産を集団的に行い、生産規模の拡大を図り、安定的な生産と品質の確保を図る必要があることなどが考えられる。

第2は、生産前、生産中、生産後における各種サービスの中から、構成員が選択できることとした点である。同種の生産活動を行うとしても、必要なサービスは地域によって多様であり、必要なサービスを自ら選択することによって、農民專業合作社の自主的運営が確保される。

第3は、「1人1票」制を基本にしながらも、農民專業合作社との取引量が大きな者には、一定の範囲内で「付加議決権」が与えられていることである。中国農村で零細な農民だけで經濟組織を設立し、運営していくことは現実問題としては難しく、大規模な農民や加工企業などを構成員とすることが必要であり、「付加議決権」を付与した意味は大きい。日本の農協が組合員の平等性を強く求めた結果、大規模農家の「農協離れ」を引き起こしたことからも評価できる。

第4は、構成員の共同利益の追求を明確にしている点である。日本の農協法では、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」と明確に規定しているが、実際に經濟活動を行う組織である專業合作社だけを本法の対象としている以上、共同利益を追求するのは当然である。

次に、專業合作社が広範に展開されていくための条件について、これまでの検討結果及び現地調査結果から考えてみたい。

条件の第1は、零細な農民も参加できるような仕組みをつくりあげることである。市場対応力の強化が最も必要なのは零細農民であるが、「農民專業合作社法」で認められている現金出資や土地使用権出資のほかに、労働出資も容認される必要がある。前述したように、「安達市創元牧業合作社」では労働出資による構成員を抱えているが、農民專業合作社とする場合にそれが切り捨てられる可能性があり、多様な出資を認めることが農民專業合作社の広範な展開のため

の条件と考えられる。

第2は、農民專業合作社が生産前、生産中、生産後のサービスだけでなく、自ら農業経営を行えるようにすることである。「農民專業合作社法」の下でそれが行うことができるか否かは判然としないが、構成員のそれぞれは零細であっても、また、出稼ぎ農民も土地使用権や労働を出資して構成員となることができれば、地域的にまとまって経営を行うことによって生産性の向上と農民収入の増加が期待できるからである。これは、とくに飼料生産という土地利用部門と結合した草食家畜生産においては重要である。

第3は、複数の農民專業合作社が連携して経済活動をする連合合作社の設立が認められるようにすることである。想定されている專業合作社の経済規模は極めて小さく、それらが個別に対応しても市場対応力の強化という面では限界があるからである。

專業合作社の設立は緒についたばかりであるが、設立状況とその展開の経過をみながら法律や制度の見直しが望まれるのである。

最後に、現地調査に同行していただいた張広勝・戴蓬軍瀋陽農業大学経済管理学院教授及び方天堃瀋陽航空工業大学遼寧産業経済研究所教授、意見交換を行う場を提供していただいた李翠霞東北農業大学経済管理学院教授、于鳳賢東北林業大学教授ほか、遼寧省農村経済委員会及び黒龍江省農業委員会の方々、そして、本稿作成に当たって適切な助言をいただいた北倉公彦北海学園大学経済学部教授に感謝申し上げる。

#### 【付記】

本現地調査は2007年度中央三井信託銀行「公益信託北海道開発国際交流基金助成事業」による助成研究「中国東北地域の飼料生産と結合した酪農振興構想策定に関する研究（研究代表：北倉公彦）」の一環として行ったものである。

#### 注

- (1) 北倉公彦・孔麗「中華人民共和国農民專業合作社法」, 北海学園大学開発研究所『開発論集』第80号, 2007年9月, pp 147~160。
- (2) 「糧食」という用語は中国特有のものであり, 米, 小麦, トウモロコシ, 高粱などの穀物, 大豆と雑豆, 馬鈴薯などのいも類が含まれている。
- (3) 全人代農業・農村委員会課題組『農民合作經濟組織法立法專題研究報告』, 2004年3月。
- (4) 生産責任請負制の一形態で, 「包産到戸」, 「包干到戸」といわれる。家庭が生産単位となって郷政府との契約により土地を使用して農業を行うものである。このうち前者は, 農民が一定の生産量を集団から請け負い, それを超える場合には報奨金を受け取り, 達しない場合には罰金を支払うというものである。後者は, 契約により経営を請け負い, 供出量のほか農業税など各種負担金を支払った残余は農民のものになるというもので, 前者より経営の自主性が高い。これらは“双包”ともいわれる。
- (5) 曹明貴・盛正国等編著『新農村的制度建設』経済科学出版社, 2007年8月, pp 57~59。
- (6) 徐旭初『中国農民專業合作經濟組織的制度分析』経済科学出版社, 2005年7月, pp 34~35。原典:

繆建平「高度重視農民專業合作組織的作用——關於發展農民專業合作組織的動因必然性和實現途徑的探討」,『農村合作經濟經營管理』1999年第3期。

(7) 羅必良主編,傅晨著『中国農村合作經濟:組織形式与制度變遷』中国經濟出版社,p454。

(8) 徐旭初『中国農民專業合作經濟組織的制度分析』經濟科学出版社,2005年7月,p3。

(9) 注8と同じ,p46。

(10) 1990年代後半以降,家庭を単位とする請負制を変更することなく,生産前・生産中・生産後の各過程を一体化し,農産物の高付加価値化を図るとともに市場競争力を強化し,規模の経済性と平均的利益の確保を実現するための新たな仕組みとして,中央政府が推進してきたものである。その方法は多様であるが,加工流通企業や農民組織,村民委員会などがパートナーとなり,農民が有利な作目を導入して産地形成を推進しようとする点は共通する。これを担っていくのが「農業産業化経営」である。

(11) 注8と同じ,p46。

(12) 中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調查總隊著『中国農村經濟形勢分析与預測』社会文献出版社,2005年6月,p172。

(13) 黒龍江省農業委員会「黒龍江省農民專業合作經濟組織發展狀況」,2007年を参考に計算したものである。

(14) 2005年の農林漁業就業人口1人当たり耕地面積は,全国平均で0.43haであるが,黒龍江省は1.69haと最大であり,内蒙古自治区が1.55haと続いており,新疆ウイグル自治区と吉林省を除く省区はいずれも1ha以下である。

(15) 徐旭初『中国農民專業合作經濟組織的制度分析』經濟科学出版社,2005年7月,p141。

(16) 劉亜華「解説 農民專業合作社法」,中国人民大学,2007年12月6日,

<http://www.zgppny.com/news/content.aspx?id=8116> (2008年2月1日検索)

(17) 遼寧省人民政府弁公庁『農民專業合作社的發展に関する意見の通知』(遼政弁発(2007)50号),2007年7月30日。

(18) 黒龍江省農業委員会「黒龍江省農民專業合作經濟組織發展情況」

<http://www.cfc.agri.gov.cn/area/more.asp?typeid=27> (2008年2月1日検索)

(19) 2007年8月7日に黒龍江省農業委員会での聞き取り調査によるものである。

(20) 本データは,黒龍江省農業委員会對外經濟合作処から2008年1月21日に得たものである。

(21) カシミヤ山羊は,チベットのヒマラヤ山脈のカシミヤ地方の原産で,毛色は白,茶,黒など多種あるが,白色が多い。頭と四肢を除く全身は長さ20~40cmの長毛で被われ,長毛の下の柔らかい毛は絹状の光沢を持つカシミヤと呼ばれ,高価な織物に加工される。耐寒性が強く,粗放な管理に耐えるが,暖地や低湿地にはむかない(「畜産大事典(養賢堂,1996年,p877)」)。

(22) 中国の食品認証制度は,規制レベルから「無公害食品」,「緑色食品」,「有機食品」に分けられ,「無公害食品」は最低限の安全性が確保されたもの,「緑色食品」は日本の「特別栽培農産物」に相当する。「有機食品」の基準は,欧米や日本と同等である。

(23) 注18と同じ。

(24) 1998年には国务院から「日本の農協経験に鑑み,我が国の合作經濟を發展させる」との資料((1998)12号)が公表されている。